河内町告示第４号

平成２６年第１回河内町議会定例会を次のとおり招集する。

平成２６年２月１７日

河内町長　雑　賀　正　光

１．期　　日　　平成２６年３月４日

２．場　　所　　河内町議会議場

平成２６年第１回（３月）河内町議会定例会会期日程表

日次	月　日	曜日	会議時刻	種　別	内　　　容
1	３月４日	火	午前10時	本会議	開会 議員派遣の報告 常任委員会委員の改選 議会運営委員会委員の改選 議案等上程 提案理由の説明 報告第１号～報告第２号 　質疑 議案第１号～議案第８号 議案第９号～議案第15号 （平成26年度各会計予算） 　議案説明 　予算審査特別委員会付託 人権擁護委員の推薦について 散会 本会議終了後 予算審査特別委員会
2	３月５日	水	午前９時	委員会	予算審査特別委員会
3	３月６日	木		休会	議案調査
4	３月７日	金		休会	議案調査
5	３月８日	土		休会	議案調査
6	３月９日	日		休会	議案調査
7	３月10日	月		休会	議案調査
8	３月11日	火	午前10時	本会議	開議 一般質問 議案第１号～議案第８号 　質疑・討論・採決 付託案件に対する委員長報告 議案第９号～議案第15号 　採決 閉会

平成２６年第１回

河内町議会定例会会議録　第１号

平成２６年３月４日　午前１０時３１分開会

１．出席議員　１１名

１番	雑賀　茂君	３番	服部　隆君
４番	篠田英一君	５番	野澤良治君
６番	青野　正君	７番	星野初英君
８番	牧山龍雄君	９番	福智正之君
１０番	廣瀬　裕君	１１番	大野佳美君
１２番	宮本秀樹君		

１．欠席議員

なし

１．出席説明員

町長	雑賀正光君
総務課長	羽田健二君
企画財務課長	藤井俊一君
都市整備課長	沼嵜　繁君
秘書広聴課長	石山正光君
水道課長	林　博行君
経済課長	大槻正己君
総務課参事	諏訪洋一君
教育長	大野　繁君
教育委員会事務局長	萩原治夫君
町民課長	関口富士子君
福祉課長	小川輝文君
福祉課参事	椿　法男君
出納室長	藤ケ﨑勇一君
子育て支援課長	秋山　豊君

１．出席事務局職員

議会事務局長	岩橋　弘

１．会議録署名議員

７番　　星　野　初　英　君

８番　　牧　山　龍　雄　君

１．議事日程

議　事　日　程　第　１　号

平成２６年３月４日（火曜日）

午前１０時３１分開会

議事日程

日程１．会議録署名議員の指名について

日程２．会期の件について

日程３．議員派遣の報告

日程４．諸報告

日程５．常任委員会委員の改選について

日程６．議会運営委員会委員の改選について

日程７．常任委員会委員長、副委員長及び議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果について

日程８．報告第１号　平成26年度河内町土地開発公社経営状況について

報告第２号　第３セクター「株式会社ふるさとかわち」に関する経営状況の報告について

日程９．議案第１号　河内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第２号　河内町公民館設置管理等に関する条例の一部を改正する条例

議案第３号　河内町次世代育成支援金支給条例の一部を改正する条例

議案第４号　平成25年度河内町一般会計補正予算（第６号）

議案第５号　平成25年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議案第６号　平成25年度河内町介護保険特別会計補正予算（第３号）

議案第７号　平成25年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第２号）

議案第８号　平成25年度河内町水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程10．議案第９号　平成26年度河内町一般会計予算

議案第10号　平成26年度河内町国民健康保険特別会計予算

議案第11号　平成26年度河内町介護保険特別会計予算

議案第12号　平成26年度河内町介護サービス事業特別会計予算

議案第13号　平成26年度河内町後期高齢者医療特別会計予算

議案第14号　平成26年度河内町下水道事業特別会計予算

議案第15号　平成26年度河内町水道事業会計予算

日程11．人権擁護委員の推薦について

追加日程１．議長辞職の件

追加日程２．議長の選挙

追加日程３．副議長辞任の件

追加日程４．副議長の選挙

追加日程５．会議録署名議員の補充

１．本日の会議に付した事件

日程１．会議録署名議員の指名について

日程２．会期の件について

日程３．議員派遣の報告

日程４．諸報告

日程５．常任委員会委員の改選について

日程６．議会運営委員会委員の改選について

日程７．常任委員会委員長、副委員長及び議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果について

日程８．報告第１号

報告第２号

日程９．議案第１号

議案第２号

議案第３号

議案第４号

議案第５号

議案第６号

議案第７号

議案第８号

日程10．議案第９号

議案第10号

議案第11号

議案第12号

議案第13号

議案第14号

議案第15号

日程11．人権擁護委員の推薦について

追加日程１．議長辞職の件

追加日程２．議長の選挙

追加日程３．副議長辞任の件

追加日程４．副議長の選挙

追加日程５．会議録署名議員の補充

午前１０時３１分開会

○議長（廣瀬　裕君）　おはようございます。

ただいまより、平成26年第１回河内町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は11名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで、藤崎和則氏の傍聴を許可いたします。

○議長（廣瀬　裕君）　日程１、会議録署名議員の指名でございますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬　裕君）　それでは、

７番　星　野　初　英　さん

８番　篠　田　英　一　君

両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬　裕君）　日程２、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会は、本日３月４日から３月11日までの８日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣瀬　裕君）　異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日３月４日より３月11日の８日間と決定いたしました。

なお、会期中の会期日程は、既にお配りしてあります会期日程表のとおりであり、また、本日の会議内容は、お手元に配付の議事日程のとおりでありますので、ご了承くださるようお願いいたします。

○議長（廣瀬　裕君）　日程３、議員派遣の報告でございます。

去る２月５日から７日まで鳥取県日南町の行政視察が実施され、10名の議員が参加いた

しました。
　ここで、代表いたしまして野澤良治君に報告をお願いいたします。
　野澤良治君、登壇願います。

〔５番野澤良治君登壇〕

○５番（野澤良治君）　皆さんおはようございます。早速、河内町議会議員行政視察研修報告をさせていただきます。
　平成26年２月５日から７日までの３日間の日程で、河内町議会は鳥取県日南町の行政視察を行いました。廣瀬議長初め、議員10名と事務局の総勢11名で、過疎対策として進めている特色ある取り組み事例を視察研修してまいりました。
　中国地方の３県に隣接する鳥取県日南町は、「創造的過疎」をテーマとしたプロジェクトを進めています。鳥取県の面積の約１割を占めながら、そのほとんどが森林の典型的な中山間地域であり、人口約5,500人、高齢化率46.8％、基幹産業は農林業という町です。
　まず、議会改革について説明を受けました。平成23年６月定例議会において議会改革に関する調査特別委員会が設置され、目的は、地方分権が進む中、経験したことのない過疎、少子高齢化の時代を迎え、町民の負託に応えるため、議会のあり方が問われている。議会の組織や運営、議会活動等について調査検討し、議会の活性化に資するというものです。
　主な活動実績としては、議会改革について町民の意見を聞く会の開催、議会報告会及び意見交換会の実施、政策立案に関する特別委員会の設置、議会基本条例の制定など数多くあり、議会改革の取り組みについては県下一であると自負しておりました。
　次に、まちづくり協議会について説明を受けました。自治会という従来の地域組織を町内七つのまちづくり協議会として再編成し、それぞれの地域に合わせた活動を展開していくというもので、観光、物産品販売、地域の歴史資源、自然、高齢者（独居老人）見守りなどに特色を出し、地域の活性化を目指すものです。
　設立の背景としては、急速な少子高齢化の進行、自治会機能の低下及び生活様式の多様化に伴う課題の増加があり、これらの課題を解決するため、地域の活力を集中させ、地域の諸問題の解決に向けて地域住民が主体的に取り組み、住民と行政が協働してまちづくりに取り組む新たな自治組織を再編したとのことでした。
　協議会の成果としては、地域の文化や歴史に目が向き、地域活動の継続が図れた。コミュニティビジネスや観光に取り組むことで住民が元気になり、地域が活性化した。また、今後の課題としては、地域ごとの活動を町全体につなぐ仕組みづくりと、協議会活動の魅力をアップさせ、活動を担う後継者の育成が必要であると話されておりました。
　当町とは全く違う生活環境、産業の町でありましたが、過疎対策においては、住民と行政が一体となり、創意工夫を凝らしながら必死に地域の活性化に取り組んでいる様子を伺うことができ、大変有意義な研修となりました。
　この視察研修を踏まえて、もう一度まちづくりの原点に立ち、町の活性化及び地域振興

に向けて努力してまいる所存であります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（廣瀬　裕君）　ご苦労さまでした。

○議長（廣瀬　裕君）　日程４、諸報告でございます。

雑賀町長より報告をお願いいたします。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君）　おはようございます。平成26年第１回河内町議会定例会が開催され、平成26年度各会計予算を初めとする重要案件のご審議をお願いするに当たり、諸報告を述べさせていただきます。

雪や氷の上で連日熱い戦いが展開されましたソチオリンピックでは、期待どおりメダルを手にし、うれし涙に瞳を輝かせていた選手がいる一方、残念ながら力及ばず悔し涙に暮れた選手と、悲喜こもごものドラマが繰り広げられました。結果はどうであれ、毎日の厳しい練習に耐え、日の丸を背負って競技に臨んだ選手の皆さんには、大きな拍手を送りたいと思います。

先月14日から16日にかけて、関東甲信越から東北などを記録的な大雪が襲いました。政府の発表によりますと、今回の大雪で24人が死亡し、596人がけがを負い、全半壊した住宅は延べ468棟、農業被害額は、その１週間前の降雪を含め約481億円に上りました。そのほか集落の孤立や車の立ち往生、流通機能の麻痺と、各地に大きな被害をもたらしました。

この場をおかりしまして、被害に遭われた方々、被害で亡くなられた方々に対しまして心よりお見舞い、ご冥福を申し上げます。

県内に目を向けますと、県の人口は昨年１年で１万3,109人減少しました。年間減少数は一昨年と比べ約3,000人多く、３年連続で１万人を超える大幅減となりました。

人口減少の主な要因は、言うに及ばず少子高齢化の進展でありますが、大震災以降は転出超過に伴う社会現象が目立っているようです。

県は、子育て支援や医療、福祉の充実などの施策を進めていますが、人口減少に歯どめがかからない状況で、橋本県知事も、大変心配、すごい勢いで進む人口減少にどう対応するかが大きな課題だと危機感を示しました。

全国の多くの自治体におきましても、人口減少問題、少子高齢化対策に苦慮しているところです。

また、環境省は、昨年12月25日、高濃度の放射性物質に汚染された指定廃棄物の最終処分場建設問題で、県内の候補地選定に向けた市町村長会議を開催いたしました。最終処分場を１カ所に建設するか、現状のまま分散保管を維持するかで議論は進展しませんでした。

現在、県内には１キロ当たり8,000ベクレルを超える指定廃棄物が3,600トン以上ありま

す。最終処分場は必要である。しかし、自分の住む近くには建設してほしくない。そう思うのが本音だと思います。難しいことですが、みんなで知恵を出し合って解決しなければならない問題です。

そのような中、当町におきましては、２月13日付で学校統合有識者会議から、町の将来を見据えた学校統合の基本的な考え方につきまして答申がなされました。

中学校につきましては、相当な少子化が進む中、集団活動や団体生活に不安もある現状などを踏まえ、河内、金江津の両中学校を閉校し、新設校として早急な統合が必要であり、統合校の位置は町の中央であるかわち水と緑のふれあい公園が望ましいとしています。

小学校につきましては、統合による子供たちの教育的効果を最優先し、早い時期に現在の３校を同じく閉校し、統合新設校を設立する。その際、新設中学校に併設した統合校とし、将来的には小中一貫校とすることも検討してほしいとしています。

町としましては、今回の答申を尊重しまして、答申にも述べられていますとおり、財政状況を十分に勘案しまして、町民の皆様の意見をお聞きし、ご理解とご協力を得ながら統合計画を策定してまいります。

それでは、26年度一般会計予算の概要につきまして申し上げます。

予算総額は37億1,390万2,000円で、前年度と比較しますと0.6％の減額となります。歳入につきましては、町税と地方交付税で全体の64.5％を占めておりますが、町税は前年度比で４％の減額となっています。一方、歳出につきまして、主なものを目的別に予算構成割合が高い順に申し上げますと、民生費が全体の33.2％、以下、総務費20.1％、教育費10％、衛生費9.2％となります。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計を初め、五つの特別会計の合計額は26億9,284万6,000円となりまして、昨年度比で646万5,000円の減額となりました。

また、水道事業会計では、第３条予算の収入及び支出が２億6,627万3,000円、第４条予算の支出は9,989万円となります。

26年度の新規事業といたしましては、老朽化している公共施設について廃止や統合などの効果的、効率的な方法を検討するための公共施設点検業務、町が持っている情報や町政などを紹介するための町勢要覧等策定業務、商店の販売力向上及び活性化を図るためのプレミアム商品券発行に対する支援を予定しています。

昨年10月から募集をしておりました町のイメージキャラクターでございますが、応募点数は431点に上りました。最終的にイメージキャラクターが決まり、着ぐるみが完成した折には、各種イベントにおきまして先頭に立って町のＰＲに努めてもらおうと考えています。

今後とも、町民の目線に立ちながら、町民の皆様とともにまちづくりを進めてまいりたい、そのように考えておりますので、引き続き議員各位並びに町民の皆様方には、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、諸報告といたします。

○議長（廣瀬　裕君）　ご苦労さまでした。

ここで、日程５に入る前に皆様に申し上げます。

私、一身上の都合により議長職を辞職いたしたく、本日付をもって副議長に辞職願を提出しております。つきましては、本議席を副議長と交代いたしますので、よろしくお願いいたします。

〔議長廣瀬　裕君退席、副議長野澤良治君着席〕

○副議長（野澤良治君）　議長廣瀬　裕君から、議長の辞職願が提出されております。

私、ふなれではありますが、議長辞職の件について審議を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程１として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野澤良治君）　異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を追加し、追加日程１として議題とすることに決しました。

○副議長（野澤良治君）　追加日程１、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、廣瀬　裕君の除斥を求めます。

〔議長廣瀬　裕君退場〕

○副議長（野澤良治君）　事務局に辞職願を朗読させます。

岩橋議会事務局長。

○議会事務局長（岩橋　弘君）　それでは朗読いたします。

〔辞職願朗読〕

○副議長（野澤良治君）　ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

廣瀬　裕君の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野澤良治君）　異議なしと認めます。よって、廣瀬　裕君の議長辞職を許可することに決しました。

ここで、廣瀬　裕君の除斥を解きます。

〔４番廣瀬　裕君入場〕

○副議長（野澤良治君）　それでは、ここで廣瀬　裕君よりご挨拶をお願いします。

○４番（廣瀬　裕君）　議長辞任に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

平成24年２月臨時議会におきまして、議員各位の推薦をいただき、河内町議会の議長の栄職につかせていただきました。この間、議員の皆様、町職員の皆様を初め、関係各位のご指導、ご協力をいただき、本日まで大過なく職責を果たすことができました。心から厚く御礼申し上げます。

今後も、議会制民主主義を重視し、河内町議会発展のため努力をする考えであります。

今後もご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げて、挨拶にかえます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（野澤良治君）　ご苦労さまでした。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程２として選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野澤良治君）　異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程２として選挙を行うことに決しました。

○副議長（野澤良治君）　これより、追加日程２、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野澤良治君）　異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、副議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野澤良治君）　異議なしと認めます。よって、副議長において指名いたすことに決しました。

それでは指名いたします。

議長に、篠田英一君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました篠田英一君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（野澤良治君）　異議なしと認めます。よって、篠田英一君が議長に当選されました。

篠田英一君に、本席から、会議規則第33条第２項の規定により告知いたします。

ここで、篠田英一君に当選承諾及びご挨拶をお願いします。

〔議長篠田英一君登壇〕

○議長（篠田英一君）　一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、皆様方のご推挙によりまして、河内町議会議長の栄職につくことができました。まことに身に余る光栄でございます。

私はもとより浅学非才でございますが、河内町の発展と円滑な議会運営のために、及ばずながら一生懸命努力をいたす覚悟でございます。

何とぞ、皆様方にはご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、就任のご挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（野澤良治君）　ご苦労さまでした。

ご協力ありがとうございました。本席を議長と交代いたします。

〔副議長野澤良治君退席、議長篠田英一君着席〕

○議長（篠田英一君）　ここで暫時休憩いたします。

午前１０時５９分休憩

午前１１時１０分開議

○議長（篠田英一君）　再開いたします。

日程５に入る前に、ご報告申し上げます。

副議長野澤良治君から、副議長の辞職願が提出されております。

ここでお諮りいたします。

副議長辞任の件を日程に追加し、追加日程３として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君）　異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程３として議題とすることに決しました。

○議長（篠田英一君）　追加日程３、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、野澤良治君の除斥を求めます。

〔副議長野澤良治君退場〕

○議長（篠田英一君）　事務局に辞職願を朗読させます。

岩橋議会事務局長。

○議会事務局長（岩橋　弘君）　朗読いたします。

〔辞職願朗読〕

○議長（篠田英一君）　ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

野澤良治君の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君）　異議なしと認めます。よって、野澤良治君の副議長辞職を許可いたすことに決しました。

ここで、野澤良治君の除斥を解きます。

〔５番野澤良治君入場〕

○議長（篠田英一君）　それでは、ここで野澤良治君よりご挨拶をお願いします。

○５番（野澤良治君）　退任に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

初議会以来、廣瀬議長の補佐役として副議長を２年間務めさせていただきましたが、幸い大過なく職務を遂行することができました。これはひとえに議員の皆様方、並びに町長初め、執行部ほか関係各位の終始変わらないご指導、ご鞭撻のものであり、深く感謝しております。

ここに謹んでお礼を申し上げて、退任のご挨拶といたします。大変ありがとうございました。（拍手）

○議長（篠田英一君）　ご苦労さまでした。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程４として選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君）　異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程４として選挙を行うことに決しました。

○議長（篠田英一君）　これより、追加日程４、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君）　異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君）　異議なしと認めます。よって、議長において指名いたすことに決しました。

それでは指名をいたします。
副議長に、星野初英君を指名します。
お諮りいたします。
ただいま指名いたしました星野初英君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君）　異議なしと認めます。よって、星野初英君が副議長に当選されました。
星野初英君に、本席から、会議規則第33条第２項の規定により告知いたします。
ここで、星野初英君に当選承諾及びご挨拶をお願いいたします。

〔副議長星野初英君登壇〕

○副議長（星野初英君）　一言ご挨拶申し上げます。
このたび、皆様のご推挙によりまして、副議長の職につくことになりました。心より感謝申し上げる次第でございます。
私、到底その器ではございませんが、議長に就任されました篠田英一氏は人格、識見ともに立派な方でございます。この方のよき補佐役として勉強させていただきたいと思っております。
今後とも皆様方のご支援、ご指導、ご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが、副議長就任の挨拶といたします。ありがとうございます。（拍手）

○議長（篠田英一君）　ご苦労さまでした。
ここで暫時休憩いたします。
再開時刻は追ってご連絡いたします。

午前１１時１７分休憩

午後　１時００分開議

○議長（篠田英一君）　再開いたします。

○議長（篠田英一君）　ここで、追加日程５として、会議録署名議員の補充を行います。
議長指名でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君）　異議なしと認めます。
９番牧山龍雄君を会議録署名議員に指名します。よろしくお願いいたします。

○議長（篠田英一君）　ここで、議長選挙に伴い、会議規則第４条第３項の規定により、議席の一部を変更いたします。

変更する議席番号及び氏名を事務局に朗読させます。

岩橋事務局長。

○議会事務局長（岩橋　弘君）　それでは、変更となります議席番号のみ朗読いたします。

４番篠田英一議員、８番牧山龍雄議員、９番福智正之議員、10番廣瀬　裕議員、以上でございます。

○議長（篠田英一君）　ご苦労さまでした。

ただいまの朗読のとおり議席の一部を変更いたします。

氏名票を変更いたしますので、そのままお待ちください。

〔氏名票変更〕

○議長（篠田英一君）　それでは、議席の移動をお願いします。

〔議席移動、着席〕

○議長（篠田英一君）　日程５、常任委員会委員の改選についてでございますが、本件につきましては、委員会条例第７条第２項の規定により議長指名にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君）　異議なしと認めます。

それでは指名いたします。

総務経済常任委員会委員に宮本秀樹君、福智正之君、牧山龍雄君、星野初英君、青野　正君、雑賀　茂君、教育厚生常任委員会委員に大野佳美君、廣瀬　裕君、篠田英一、野澤良治君、服部　隆君、以上のように決定いたします。

○議長（篠田英一君）　日程６、議会運営委員会委員の改選についてでございますが、本件につきましては、委員会条例第７条第２項の規定により議長指名にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君）　異議なしと認めます。

それでは指名いたします。

議会運営委員会委員に宮本秀樹君、大野佳美君、廣瀬　裕君、福智正之君、牧山龍雄君、野澤良治君、以上のように決定いたします。

ここで暫時休憩といたします。

午後１時０５分休憩

午後１時０６分開議

○議長（篠田英一君）　再開いたします。

○議長（篠田英一君）　日程７、常任委員会委員長、副委員長及び議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果についてであります。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、委員会において互選することとなっております。各常任委員会及び議会運営委員会より、委員長、副委員長の選任について報告がありましたので、その結果についてご報告いたします。

総務経済常任委員会委員長牧山龍雄君、総務経済常任委員会副委員長雑賀　茂君、教育厚生常任委員会委員長廣瀬　裕君、教育厚生常任委員会副委員長野澤良治君、議会運営委員会委員長宮本秀樹君、議会運営委員会副委員長牧山龍雄君、以上報告いたします。

○議長（篠田英一君）　日程８から日程10の審議に入るに当たり、執行部より提出案件の説明を求めます。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君）　平成26年第１回３月河内町議会定例会提出案件の概要説明を申し上げます。

報告第１号　平成26年度河内町土地開発公社経営状況についてご説明申し上げます。

本件は、平成26年度河内町土地開発公社経営状況について、地方自治法第243条の３第２項の規定により議会に提出するものであります。

報告第２号　第３セクター「株式会社ふるさとかわち」に関する経営状況の報告についてご説明申し上げます。

本件は、町が出資している第３セクター「株式会社ふるさとかわち」より、第17期経営報告があったので、地方自治法第243条の３第２項の規定により議会に提出するものであります。

議案第１号　河内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、職員の採用、退職等の人事管理が原則として年度を区切りとして行われていることを踏まえて、暦年で管理している年次休暇及び組合休暇を年度の管理に変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第２号　河内町公民館設置管理等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、社会教育法の一部改正が行われ、平成25年６月14日に公布されたことに伴い、河内町公民館設置管理等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第３号　河内町次世代育成支援金支給条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件は、次世代育成支援金の支給で給食費の滞納について支給制限をするに当たり、条文に給食費を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第４号　平成25年度河内町一般会計補正予算（第６号）についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から１億1,763万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億3,549万2,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金1,263万8,000円、繰入金8,055万3,000円、町債2,000万円を減額するものであります。

歳出の主なものにつきましては、総務費2,641万6,000円を増額し、民生費8,116万8,000円、衛生費1,469万3,000円、土木費1,928万3,000円、教育費1,672万6,000円を減額するものであります。

継続費につきましては固定資産税課税台帳整備事業を、地方債につきましては道路災害復旧事業をそれぞれ廃止し、繰越明許費では、年度内に終了できない２事業を翌年度へ繰り越すものであります。

議案第５号　平成25年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から510万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億2,641万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金1,682万2,000円、療養給付費交付金757万3,000円、共同事業交付金2,665万9,000円、諸収入18万6,000円を増額し、国民健康保険税2,046万7,000円、県支出金84万3,000円、繰入金3,503万4,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、保険給付費511万8,000円を増額し、総務費684万7,000円、共同事業拠出金337万5,000円を減額するものであります。

議案第６号　平成25年度河内町介護保険特別会計補正予算（第３号）についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から749万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ９億4,025万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金585万9,000円を増額し、支払基金交付金1,146万6,000円、県支出金50万9,000円、繰入金137万5,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費７万4,000円、保険給付費617万9,000円、地域支援事業費123万8,000円を減額するものであります。

議案第７号　平成25年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から5,230万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億6,772万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫補助金950万円、繰入金1,200万7,000円、町債3,080万円を減額するものであります。

歳出につきましては、下水道管理費２万5,000円を増額し、下水道建設費4,197万5,000円、公債費1,035万7,000円を減額するものであります。

繰越明許費につきましては、霞ケ浦城南流域下水道事業建設負担金97万2,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

議案第８号　平成25年度河内町水道事業会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

本件は、第３条予算の収益的収入及び支出をそれぞれ245万8,000円減額するものであります。

収益的収入につきましては、他会計補助金を245万8,000円減額するものであります。

収益的支出につきましては、業務費を245万8,000円減額するものであります。

議案第９号　平成26年度河内町一般会計予算、議案第10号　平成26年度河内町国民健康保険特別会計予算、議案第11号　平成26年度河内町介護保険特別会計予算、議案第12号　平成26年度河内町介護サービス事業特別会計予算、議案第13号　平成26年度河内町後期高齢者医療特別会計予算、議案第14号　平成26年度河内町下水道事業特別会計予算、議案第15号　平成26年度河内町水道事業会計予算、以上７議案についてご説明申し上げます。

日本経済は、国の経済再生に向けた取り組みの効果が徐々に実体経済に波及しつつある様子が見られ、製造業を中心とした企業収益の改善や個人消費の持ち直しなど、景気回復の動きが確かなものとなることが期待されるが、その一方で、海外景気の下振れが引き続き景気を下押しするリスクとなっている状況にあります。

一方、当町においては、急激な少子高齢化を背景とした人口減に加え、景気低迷による個人住民税の伸び悩みや地価下落の影響による固定資産税の落ち込みで町税は減少を見込み、歳入の４割を占める地方交付税については同額を見込みます。また、各種交付金については、消費税の影響を除くと全体的に減額が見込まれます。

歳出面においても、扶助費や繰出金等の経常経費は引き続き増加見込みであり、また社会保障と税の一体改革に基づく消費税率の引き上げは、地方消費税交付金の増収はあるものの、支出増の要因もあり、歳入歳出双方に影響を及ぼすものと見込んでいます。

河内町財政の平成24年度の決算では、行革大綱22年度から26年度の推進によって、健全化判断比率における実質公債費比率や将来負担比率はわずかながら好転したものの、今後は塵芥処理組合の施設長寿命化計画に係る負担金が増加するなど、他の施設も同様の状況が見込まれます。

財政構造の弾力性を測定する経常収支比率は、93.1％と引き続き高い数値で推移しており、財政の硬直化を改善するためには経常経費のさらなる削減が必要となっています。

こうした現状にもかかわらず、町では、ますます複雑化、多様化する行政課題が山積し

ており、さらに防災・減災対策や公共施設の老朽化に伴う維持管理、建てかえ費用の増大など、新たな課題への対応も求められています。

平成26年度の予算編成に当たっては、財源が限定されている厳しい財政状況を鑑みると、現在実施している全ての事業を継続しながら新たな事業を推進していくことは困難であることから、選択と集中の観点を持って施策や事業の優先を図っていく必要があります。

具体的には、町の主要施策に位置づけられた事業等については優先的かつ積極的に実施する一方で、その他の事業についてはより効果的で効率的な見直しを行うなど、厳しい財政状況を全職員が共通認識し、状況に応じて事業を再構築することを基本としており、一般会計予算規模は37億1,390万円と、前年度に比べ2,077万円、0.6％減となったところであります。

以上、報告２件、議案15件についてご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（篠田英一君）　ご苦労さまでした。

提出案件の説明は終わりました。

○議長（篠田英一君）　日程８、報告第１号及び報告第２号を一括して報告を求めます。

まず、報告第１号　平成26年度河内町土地開発公社経営状況についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君）　それではご説明申し上げます。

２枚目をごらんください。

平成26年度河内町土地開発公社予算につきましては、収入の事業収益につきましてはございません。事業外収益の受取利息3,000円を計上しました。

支出でございますが、事業原価はございません。販売費及び一般管理費で10万円を計上いたしました。

詳細につきましては、３枚目、４枚目を参照お願いします。

次に、５枚目をお願いいたします。

平成26年度予定損益計算書につきまして、事業収益、事業原価はゼロ円でございます。

販売費及び一般管理費で10万円、事業損失が10万円となる予定です。

事業外収益の受取利息で3,000円を予定しておりますので、経常損失として９万7,000円、当期損失も同額となります。

次ページをごらんください。

平成26年度予定貸借対照表でございます。

資産の部で、流動資産の現金及び預金で117万5,000円、固定資産の投資その他の投資で定期預金1,000万円、資産合計1,117万5,000円となります。

次に、資本の部で、基本金の基本財産1,000万円、準備金の前期繰越準備金127万2,000円、当期損失９万7,000円で、準備金合計117万5,000円、資本合計1,117万5,000円になる予定です。

平成26年度河内町土地開発公社資金計画につきましては、次ページに記載してありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、平成26年度河内町土地開発公社経営状況についての概要であります。

○議長（篠田英一君）　ご苦労さまでした。

次に、報告第２号　第３セクター「株式会社ふるさとかわち」に関する経営状況の報告についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

大槻経済課長。

○経済課長（大槻正己君）　第３セクター「株式会社ふるさとかわち」に関する経営状況の報告について、議長、営業報告書につきましては、内容を一部省略して朗読し、また貸借対照表と損益計算書の要点の朗読をしてよろしいでしょうか。

○議長（篠田英一君）　はい。

○経済課長（大槻正己君）　それでは、めくっていただきまして、第17期営業報告書、平成24年９月１日から平成25年８月31日まで。

１、営業の概要といたしまして、（１）営業の経過と成果、当期における我が国の経済情勢は、株価の上昇等により、全体的には景気回復傾向が予想されますが、経済の見通しについてはそれほどの成長がいまだ見られず、厳しい状況が続いております。こうした厳しい環境のもと、当社は、本町及び本町周辺の農業振興を第一に業務のさらなる効率化に努めるとともに、お客様へのサービスの向上及び食の安全・安心な農産物の提供に努めてまいりました。しかし、昨年より風評被害がいまだに尾を引き、前記のような結果となりました。

また、ブランド米については、産地間競争が一段と激しく、販売価格も厳しい状況にあります。「とねのめぐみ」につきましては、食味のよさが好評で、販売量もふえてきております。種子の販売については、栽培面での耐倒伏性が高く、高収穫という評価がつきつつあり、昨年の約57.4％増を販売いたしました。

めくっていただきまして、

（２）設備投資及び資金調達の状況、当期中の設備投資につきましては、ありません。また、当期中の資金調達につきましては、運転資金、仕入れ資金として、稲敷農業協同組合から7,000万円の短期借り入れを平成24年10月に実行し、その残高は当期末で2,000万円となっております。

なお、返済につきましては、償還期限を待たず、平成25年10月に全額返済を完了しております。

次のページをお願いいたします。

（４）業績の推移ですが、17期のみ朗読いたします。

売上高２億3,861万8,000円、営業利益マイナス534万1,000円、経常利益マイナス299万8,000円、当期利益マイナス278万2,000円、１株当たり当期利益マイナス6,956円、総資産6,436万2,000円、純資産3,636万5,000円。

２、会社の概況ですけれども、めくっていただきまして、

（３）借入先といたしまして、短期借入金、借入先、期首残高2,000万円、当期借入額7,000万円、当期返済額7,000万円、期末残高2,000万円、計につきましては、上に同額でございます。

またの めくっていただきまして、

３、決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事項といたしまして、当社は、平成25年産米の購入等に要する資金を調達するため、平成25年９月株主から5,000万円の借り入れを実行しております。

次に、次の次のページをお願いいたします。

貸借対照表、これにつきましては太字の括弧内を主に読み上げます。

流動資産4,070万6,061円、固定資産2,365万5,784円、資産部合計6,436万1,845円。負債の部、流動負債2,698万7,046円、固定負債101万円、負債の部合計2,799万7,046円。純資産の部、株主資本3,636万4,799円、内訳といたしまして、資本金2,000万円、剰余金1,636万4,799円、次にいきまして純資産の部合計3,636万4,799円、負債・純資産の部合計6,436万1,845円。

次のページお願いいたします。

損益計算書、こちらにつきましても太字の括弧内を主に読み上げます。

売上高２億3,861万8,003円、売上原価１億7,908万6,614円、売上総利益5,953万1,389円、販売費及び一般管理費6,487万2,888円、営業利益マイナス534万1,499円、営業外収益305万3,137円、営業外費用70万9,477円、経常利益マイナス299万7,839円、特別利益42万8,590円、特別損失２万7,977円、税引前当期純利益マイナス259万7,226円、法人税及び住民税18万5,000円、当期純利益マイナス278万2,226円。

以上でございます。

○議長（篠田英一君）　ご苦労さまでした。

報告第１号及び報告第２号の質疑を求めます。

宮本秀樹君。

○１２番（宮本秀樹君）　株主からの5,000万円の借り入れですけれども、誰から借りたのか知りたいのが１点と、もう１点、この計算書の中で店舗使用料401万円あるんですけれども、これは町の店舗だと思うんですけれども、これがふるさとかわちのほうの入金に上がっているんですが、これ又貸しみたいな形なので、これは違法性がないのか、ちょっとお

尋ねします。

○議長（篠田英一君）　大槻経済課長。

○経済課長（大槻正己君）　まず、株主から5,000万円の内容につきましては、ちょっとわかりません。

貸し付けのほうの違法性につきましても、今時点で違法かどうかということはわかっておりません。違法性はないかと思います。

○議長（篠田英一君）　宮本秀樹君。

○１２番（宮本秀樹君）　わからないという答弁なので、わかり次第、文書かなんかで後でお知らせくださるようにお願いします。

○議長（篠田英一君）　牧山龍雄君。

○９番（牧山龍雄君）　報告第２号につきまして質問いたします。

雑賀町長におかれましては、初めてのふるさとかわちにかかわる経営報告書だと思いますけれども、私も議員になったときに最初に、町長と社長が同一ではどうかなという質問もいたしました。今回、町長と社長が別なことになりまして、株も100株から10株、25％から2.5％に下がりまして、町のかかわりとして、町長は、この株が減った分、これからのふるさとかわちに対してどのような考えで臨むのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（篠田英一君）　雑賀町長。

○町長（雑賀正光君）　牧山議員の質問にお答えいたします。

今、現実的に10株ということなんですね。ですから、2.5％ということで、前の100株あるときは25％の株主だったんですけれども、それが2.5％ということですから、そういう意味では、たしか私の記憶によりますと、25％所持していると、会社に対していろいろ提案したり、株主の権利としていろいろとかかわることができるらしいんですけれども、これが2.5％になりますと、しかも、株主さん今見ているんですけれども、10株というのは河内町以外の方でも大分おるんですね。そういう意味では、本来第三セクターは町が出資してできたものですけれども、それが自立して独立採算制に本来なるべきと、そういう流れがたしかあったはずなものですから、そういう意味では、私は、これからの株式会社ふるさとかわちさんが自主的に営業しながら頑張っていただきたいと基本的に思っております。

○議長（篠田英一君）　牧山龍雄君。

○９番（牧山龍雄君）　雑賀町長、突然こういう質問して申しわけなかったんですけれども、2.5％ということはほかの株主さんと同じ株主比率でございまして、その比率の中で町がふるさとかわちとどのようにかかわっていくのかということをちょっとお聞きしたかったわけです。ＰＲ費とかいろいろ削減したりいろいろやっていますけれども、これからふるさとかわちにはどのようにかかわっていくのか、もう一度よろしくお願いします。

○議長（篠田英一君）　雑賀町長。

○町長（雑賀正光君）　今、河内町では、あそこの直売所を指定管理者として町が契約を

しております。その指定管理制度に基づく中で、直売所というのは地元の農家の方が生産したものをあそこで販売をしていただくという目的でたしかつくったはずだと思うんですね。ですから、その当初の目的に沿った形の運営をしていただきたいというのが基本的な考え方でありまして、その指定するときにいろいろな契約書がありますから、それに基づいてしっかりと業務をやっていただくのが本来目的に沿うと思います。

例えばあそこで売るものも最低でも半分以上は、地元の農家の方がつくったものをできるだけ売っていただきたいというのが誰もが思うことであると思うんですね。そのあたりも含めて、今後そういう形のお願いをしていかなきゃいけない部分もあろうかと思います。

○議長（篠田英一君）　牧山龍雄君に申し上げます。報告の内容についての質問だけにお願いいたします。これは一般質問ではございませんので。

○９番（牧山龍雄君）　では、後で一般質問で。

○議長（篠田英一君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君）　質疑を打ち切ります。

以上で、報告第１号及び報告第２号の報告は終わりました。

○議長（篠田英一君）　日程９、議案第１号から議案第８号を一括して議題といたします。

議案第１号　河内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君）　それでは、議案第１号　河内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要説明をいたします。

本件につきましては、職員の採用や退職、異動等の人事管理が原則として毎年４月１日付の年度を区切りとして行われていることを踏まえて、現在１月１日付の暦年で管理している年次休暇及び組合休暇を、４月１日付の年度の管理に変更するものであります。

施行期日は平成26年４月１日です。

以上でございます。

○議長（篠田英一君）　ご苦労さまでした。

次に、議案第２号　河内町公民館設置管理等に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君）　それでは、議案第２号　河内町公民館設置管理等に関する条例の一部を改正する条例の概要説明をいたします。

本件につきましては、河内町公民館設置管理等に関する条例第５条第１項中、審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに

学識経験のある者などを加えるものであります。

この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

〇議長（篠田英一君）ご苦労さまでした。

次に、議案第３号　河内町次世代育成支援金支給条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

秋山子育て支援課長。

〇子育て支援課長（秋山　豊君）　議案第３号　河内町次世代育成支援金支給条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、第５条で、次世代育成支援金の支給制限について、今までは給食費の滞納についての支給制限がなかったため、今回、当該条文に給食費を追加するものであります。

また、この条例は平成26年４月１日から施行し、経過措置として支給制限は平成25年度分までの支給については改正前の条例を適用するものであります。

以上です。

〇議長（篠田英一君）　ご苦労さまでした。

次に、議案第４号　平成25年度河内町一般会計補正予算（第６号）について、担当課長に説明を求めます。

藤井企画財務課長。

〇企画財務課長（藤井俊一君）　議案第４号　平成25年度河内町一般会計補正予算（第６号）についてご説明申し上げます。

議案第４号は、平成25年度河内町一般会計補正予算でありまして、12月補正後の予算額から１億1,763万7,000円を減額し、予算の総額を39億3,549万2,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

第１表の歳入歳出予算のうち、歳入の主なものにつきましては、国庫支出金の国庫負担金として児童手当交付金1,051万8,000円が交付額確定による減額となり、繰入金の基金繰入金は、当初予算で財源不足等に対応するため繰り入れしていましたが、財政調整基金3,000万円、町債基金2,000万円、公共施設整備基金1,500万円、ふるさと創生基金1,546万8,000円を全額減額するもので、町債については財源振りかえにより2,000万円を減額するものであります。

歳出の主なものにつきましては、総務費の総務管理費として人件費2,128万1,000円を減額し、収支改善による基金積み立てとして財政調整基金2,000万円、町債基金2,000万円、公共施設整備基金2,100万円をそれぞれ計上するものであります。

民生費の社会福祉費として人件費1,010万円を減額し、国民健康保険特別会計繰出金3,503万4,000円の減額計上は、歳出決算見込みに係るものであり、児童福祉費については、

児童手当1,450万円、人件費1,020万円をそれぞれ減額するものであります。

衛生費の保健衛生費として予防費1,030万円の減額は、子宮頸がんワクチン接種ほか各種予防接種の希望者が少ないためで、土木費の都市計画費として下水道事業特別会計繰出金1,200万7,000円の減額は、事業費の減によるものであります。

第２表の継続費につきましては、緊急雇用創出事業を活用して固定資産税課税台帳整備事業を予定しておりましたが、雇用者の受け入れ体制が整わないことから廃止するものであり、第３表の繰越明許費は、こども園運営費に計上の子ども・子育て支援システム構築業務及び金江津認定こども園厨房室天井改修工事の完了が平成26年度と見込まれるため、計423万円を設定したものであります。

第４表の地方債につきましては、道路災害復旧事業を全額震災復旧特別交付税の財源振りかえにより廃止するものであります。

以上です。

○議長（篠田英一君）　ご苦労さまでした。

次に、議案第５号　平成25年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、担当課長に説明を求めます。

関口町民課長。

○町民課長（関口富士子君）　それでは、議案第５号　平成25年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてご説明申し上げます。

平成25年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）につきましては、既定の予算額から歳入歳出それぞれ510万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額を14億2,641万1,000円とするものです。

歳入につきましては、負担金及び交付金の交付額確定に伴いまして、国庫支出金1,682万2,000円、療養給付費交付金757万3,000円、共同事業交付金2,665万9,000円、諸収入18万6,000円を増額いたしました。そして、国民健康保険税2,046万7,000円、県支出金84万3,000円、人件費の減額及び財源の確保等により繰入金3,503万4,000円を減額いたしました。

歳出につきましては、医療費の増加に伴いまして、保険給付費の一般療養給付費311万8,000円、一般高額療養費200万円を増額させていただきました。そして、総務費は職員の人件費等684万7,000円、共同事業拠出金の高額医療拠出金を337万5,000円減額いたしました。

以上です。

○議長（篠田英一君）　ご苦労さまでした。

次に、議案第６号　平成25年度河内町介護保険特別会計補正予算（第３号）について、担当課長に説明を求めます。

小川福祉課長。

○福祉課長（小川輝文君）　議案第６号　平成25年度河内町介護保険特別会計補正予算（第

３号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出に749万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ９億4,025万6,000円とするもので、大まかにいいますと、今までの予算は給付費の支払見込みで率を掛けて計上したものでありましたが、２月の変更交付申請で確定をいたしましたので、それに合わせた額に補正するものでございます。

歳入については、国庫支出金585万9,000円を追加し、支払基金交付金1,146万6,000円を減額し、県支出金50万9,000円の減、繰入金137万5,000円の減額計上となっております。

歳出については、総務管理費７万4,000円の減、保険給付費617万9,000円の減、地域支援事業費で、人件費が主なものですが、123万8,000円の減額計上となっております。

以上です。

○議長（篠田英一君）　ご苦労さまでした。

次に、議案第７号　平成25年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第２号）について、担当課長に説明を求めます。

沼嵜都市整備課長。

○都市整備課長（沼嵜　繁君）　それでは、議案第７号　平成25年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

既存の予算の総額から5,230万7,000円を減額しまして、歳入歳出予算を３億6,772万3,000円とするものでございます。そのほか繰越明許費、地方債の補正等をしております。

１枚めくっていただきまして、まず歳入歳出予算の補正でございます。

歳入でございますけれども、国庫支出金の減額は、補助金の減額ですけれども、これは平成25年度予定していました事業を、国の方針によりまして前倒ししまして、平成24年度末に予算化して25年度に事業を実施しました。それによりまして25年度の予算に計上したものを減額するということで、今回950万円を減額してございます。

繰入金につきましては、一般会計からの繰入金で、事業費や人件費の減額に伴うものでございます。

町債は、公共下水道事業費で2,000万円の減額、そして茨城県の流域下水道事業分で1,080万円を減額するものでございます。

歳出につきましては、まず下水道事業費では、人件費で291万1,000円を減額しております。また、工事費では3,897万5,000円減額ということです。補助事業については、先ほどお話したとおりでございまして、また単独事業費では1,300万円減額しております。単独事業費の減額につきましては、予定をしている地域が軟弱な土壌のため薬注工法による地盤強化が必要であるということで、コスト的にも多額なものになるということで予定していましたけれども、今回、国のほうで新たな整備方法を示してきたので、低コストでできるということでございますので、それに合わせまして検討が必要という判断をいたしましたので、今回減額するというふうに考えました。

１枚めくっていただきまして、３ページでございますけれども、繰越明許費ということで、これは県で行う事業でございます。流域下水道整備事業でございまして、茨城県のほうから繰り越しの手続が必要という連絡がございまして、予算上その繰り越しの手続をするものでございます。

次に、地方債の変更でございますけれども、公共下水道の事業費、これは限度額2,000万円を限度額ゼロということでございます。

次に、流域下水道事業費につきましては、限度額1,490万円を390万円にするものでございます。

以上でございます。

○議長（篠田英一君）　ご苦労さまでした。

次に、議案第８号　平成25年度河内町水道事業会計補正予算（第２号）について、担当課長に説明を求めます。

林水道課長。

○水道課長（林　博行君）　議案第８号　平成25年度河内町水道事業会計補正予算（第２号）につきましてご説明申し上げます。

収入につきましては、第１款事業収益、第２項営業外収益のうち、一般会計補助金を245万8,000円減額するものであります。

支出につきましては、第１款事業費用、第２項営業費用、業務費のうち人件費を245万8,000円減額するものであります。

以上です。

○議長（篠田英一君）　ご苦労さまでした。

議案の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第１号　河内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第２号　河内町公民館設置管理等に関する条例の一部を改正する条例、議案第３号　河内町次世代育成支援金支給条例の一部を改正する条例、議案第４号　平成25年度河内町一般会計補正予算（第６号）、議案第５号　平成25年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）、議案第６号　平成25年度河内町介護保険特別会計補正予算（第３号）、議案第７号　平成25年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第２号）、議案第８号　平成25年度河内町水道事業会計補正予算（第２号）の計８件については、本日は議案調査のため説明のみにとどめ、３月11日に質疑、討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君）　異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（篠田英一君）　日程10、議案第９号から議案第15号を一括して議題といたします。
議案第９号から議案第15号の計７議案は、平成26年度河内町各会計予算でございます。
お手元に各会計予算の概要について資料があると思いますが、ここで予算の概要について説明を求めます。
初めに、藤井企画財務課長。
○企画財務課長（藤井俊一君）　それでは、初めに平成26年度河内町一般会計予算の概要をご説明いたします。
平成26年度河内町一般会計予算は、歳入歳出総額37億1,390万2,000円で、前年度比0.6％の減額となっております。
１、歳入は、別表１に記載のとおりでございます。
一般会計の歳入構成については、町税、地方交付税で歳入全体の64.5％を占めており、続いて国庫支出金6.2％、諸収入5.8％、県支出金5.7％の順になっております。前年度当初予算と比較すると、国庫支出金、県支出金、地方消費税交付金等が増額となり、一方で、町税、繰越金、町債等が減額となっております。
次に、主な歳入項目についてご説明申し上げます。
町税。町税予算額は７億9,644万8,000円で、前年度比4.0％減となり、個人住民税や軽自動車税が増額になる一方、昨年に引き続き固定資産税の減額が見込まれる中で、前年度実績を踏まえ堅実に計上したものであります。
地方交付税。本町の大きな収入源となっている地方交付税は16億円で、前年度同額となり、平成26年度地方財政対策についての概要を踏まえ試算したものであります。
町債。町債は、道路災害復旧事業債及び臨時財政対策債等として、２億170万円を限度として計上いたしました。
２、歳出。
（１）目的別歳出は、別表２に記載のとおりでございます。
歳出予算を目的別に見ると、最も構成比の高いものは民生費の33.2％で、以下、総務費20.1％、教育費10％、衛生費9.2％の順となっております。前年度当初予算と比較すると、民生費、商工費等が増額となり、一方で、衛生費、土木費、公債費等が減額しております。
（２）性質別歳出は、別表３に記載のとおりでございます。
歳出予算を性質別に見ると、最も構成比の高いものは人件費の27.6％で、以下、補助費等18.2％、物件費17.2％、繰出金14.7％の順となっております。本年度の普通建設事業費については、公共施設の改修事業等により前年度比3.5％（2,713万円）増となっております。また、災害復旧事業費については、前年度同額となっております。義務的経費については、扶助費が増額となる一方、人件費及び公債費が減額となっております。
別表４には、地方債の起債予定を記載しております。
４ページをごらんください。

続きまして、平成26年度河内町国民健康保険特別会計の予算の概要説明でございます。

平成26年度河内町国民健康保険特別会計予算の総額は、前年度に比べ1,732万1,000円を増額し、13億5,995万1,000円で、歳入歳出の主なものは次のとおりです。

歳入の主なものは、保険税３億5,588万4,000円、国庫支出金３億8,340万1,000円、療養給付費交付金5,122万9,000円、前期高齢者交付金２億2,367万8,000円、県支出金9,868万5,000円、共同事業交付金１億3,901万5,000円、繰入金１億581万9,000円。

歳出の主なものは、総務費3,792万3,000円、保険給付費８億7,029万6,000円、後期高齢者支援金１億8,034万円、介護納付金9,468万6,000円、共同事業拠出金１億5,630万7,000円、保健事業費866万6,000円、予備費1,000万円。

続きまして、平成26年度河内町介護保険特別会計予算の概要説明でございます。

平成26年度河内町介護保険特別会計予算の総額は、前年度に比べ1,902万6,000円を減額し、９億1,904万2,000円を計上いたしました。歳入歳出の主なものは次のとおりです。

歳入につきましては、保険料１億6,704万7,000円、国庫支出金２億203万4,000円、支払基金交付金２億4,802万4,000円、県支出金１億2,873万3,000円、繰入金１億4,886万3,000円、繰越金2,432万6,000円。

歳出につきましては、総務費3,421万9,000円、保険給付費８億4,782万5,000円、地域支援事業費3,393万9,000円です。

次のページをごらんください。

平成26年度河内町介護サービス事業特別会計予算の概要説明でございます。

平成26年度河内町介護サービス事業特別会計予算の総額は、前年度に比べ８万8,000円を減額し、663万7,000円を計上いたしました。歳入歳出の主なものは次のとおりです。

歳入につきましては、手数料181万5,000円、繰入金482万1,000円、歳出につきましては、総務費530万1,000円、サービス事業費103万6,000円でございます。

続きまして、平成26年度河内町後期高齢者医療特別会計予算の概要説明でございます。

平成26年度河内町後期高齢者医療特別会計予算の総額は、前年度に比べ229万5,000円を増額し、9,125万2,000円で、歳入歳出の主なものは次のとおりです。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料6,196万3,000円、繰入金2,819万円、歳出につきましては、総務費146万1,000円、後期高齢者医療広域連合納付金8,815万4,000円、保健事業費113万5,000円。

最後に、平成26年度河内町下水道事業特別会計の概要説明でございます。

平成26年度河内町下水道事業特別会計予算の総額は、前年度に比べ696万7,000円を減額し、３億1,596万4,000円で、歳入歳出の主なものは次のとおりです。

歳入につきましては、使用料及び手数料3,320万7,000円、国庫支出金1,600万円、繰入金２億2,397万1,000円、町債3,570万円。

歳出につきましては、下水道管理費3,310万円、下水道建設費7,621万5,000円、公債費２

億364万9,000円。

以上です。

○議長（篠田英一君）　ご苦労さまでした。

次に、林水道課長。

○水道課長（林　博行君）　平成26年度河内町水道事業会計予算の概要説明を申し上げます。

平成26年度水道事業会計予算は、第３条予算収益的収入及び支出の総額をそれぞれ２億6,627万3,000円とします。また、第４条予算資本的収入額を56万円、支出額を9,989万円とし、収入額が支出額に不足する額9,933万円は、当年度分損益勘定留保資金6,836万8,000円、過年度分消費税資本的収支調整額1,671万3,000円、当年度分消費税資本的収支調整額238万5,000円、繰越利益剰余金処分額1,186万4,000円で補填するものといたします。

１、３条予算、収益的収入及び支出。

（１）営業収益２億2,806万2,000円のうち、水道使用料は２億2,660万円です。

営業外収益3,821万1,000円のうち、一般会計からの補助金は3,425万6,000円です。

（２）営業費用２億6,142万5,000円の主なものは、業務費4,761万6,000円、原水費及び浄水費１億2,445万円、配水及び給水費1,605万1,000円、減価償却費6,836万6,000円です。

営業外費用184万8,000円の主なものは、支払い利息です。

特別損失200万円は、昨年まで営業外費用に計上されていたもので、過年度損益修正損です。

２、４条予算資本的収入及び支出。

（１）資本的収入56万円は、一般会計からの出資金です。

（２）資本的支出9,989万円は、建設改良費9,761万円、企業債元金償還金228万円です。

３、たな卸資産の購入限度額は280万円とします。

以上です。

○議長（篠田英一君）　ご苦労さまでした。

予算の概要説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第９号　平成26年度河内町一般会計予算、議案第10号　平成26年度河内町国民健康保険特別会計予算、議案第11号　平成26年度河内町介護保険特別会計予算、議案第12号　平成26年度河内町介護サービス事業特別会計予算、議案第13号　平成26年度河内町後期高齢者医療特別会計予算、議案第14号　平成26年度河内町下水道事業特別会計予算、議案第15号　平成26年度河内町水道事業会計予算、以上７議案につきましては、議長を除く議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君）　異議なしと認め、予算審査特別委員会を設置し、付託することに決定しました。

休憩中に、会議室にて予算審査特別委員会を開催しますので、お集まりください。

暫時休憩します。

午後２時１０分休憩

午後２時１０分開議

○議長（篠田英一君）　会議を再開いたします。

ただいま休憩中に予算審査特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。

互選結果の報告をいたします。

予算審査特別委員会の委員長には廣瀬　裕君、副委員長には牧山龍雄君が就任することになりました。

以上、報告いたします。

予算審査特別委員会の日程は、お手元に配付の予算審査特別委員会開会予定表のとおりです。十分なる審査の上、来る３月11日の本会議に審査結果を報告されるようお願いいたします。

○議長（篠田英一君）　日程11、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

この件について、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、町長から議会の意見を求められております。

内容は、既に配付してあります文書のとおりでございます。

ここで、事務局に文書の朗読をさせます。

岩橋議会事務局長。

○議会事務局長（岩橋　弘君）　朗読いたします。

〔議案朗読〕

○議長（篠田英一君）　ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

本件についての議会の意見は、推薦するに適任であるといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君）　異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の推薦についての議会の意見は推薦するに適任であると決しました。

○議長（篠田英一君）　以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は３月11日午前10時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後２時１０分散会